

ミニカップ入りこんにゃくゼリー死亡事故訴訟の
不当な判決に抗議する声明

2010（平成22）年12月7日
全国消費者行政ウォッチねっと

兵庫県で1歳の男児がこんにゃくゼリーを喉に詰まらせて死亡したのは食品としての安全性に欠陥があったとして、両親が製造元の株式会社マンナンライフに損害賠償を求めた訴訟の判決で、11月17日、神戸地裁姫路支部は「通常の安全性を備えており設計上の欠陥はなかった」として原告の請求を棄却した、との報道がなされました。

私たちは、ミニカップ入りこんにゃくゼリーは、固さ、形状、大きさ、吸い込んで食べることを誘発する容器、他の危険性の低いミニカップ入りゼリーとの見分けが困難であることなどの点で製品安全上致命的な欠陥があると考えます。このような欠陥は警告表示で補うことができず、このままでは決して事故がなくなることから、製造・販売中止を繰り返し訴えてきました。今回神戸裁判所がミニカップ入りこんにゃくゼリーの特質を十分に理解せず、危険性やメーカーの責任を認めなかったことは不当だと考えます。

諸外国が危険性を認識して販売・輸入を禁止したのに対し、日本ではこれまでに判明しているだけでも国内で22件もの死亡事故を発生させ、問題の指摘が多くありながらも規制する行政機関がなく、「すきま事案」として積極的な対応がなされてきませんでした。消費者・消費者団体等はこの問題の国による迅速な対応を求める運動を展開し、消費者庁設立のきっかけともなりました。しかしながら消費者庁設立後も現在に至るまで抜本的な対策は打ち出されていません。裁判所の今回の判断によって措置が遅れることはあってはならないことです。

私たちは、改めてミニカップ入りこんにゃくゼリーの製造・販売の中止を求めるとともに、消費者庁は、根本的な再発防止のための対策を着実に推進させ、消費者、特に子どもの安全を守るための環境整備に強力に働くことを求めます。